

筆界特定の申請が取り下げられた旨の公告

下記のとおり、筆界特定の申請が取り下げられたので、不動産登記法第24条第5項の規定により、公告する。

令和7年11月5日

徳島地方法務局 筆界特定登記官

記

筆界特定手続の表示

手続番号 令和7年第19号

対象土地 勝浦郡上勝町大字旭字中村115番1
勝浦郡上勝町大字旭字中村115番2